

湯村温泉病院指定居宅支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人八香会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービスという。）多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス提供事業者、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人八香会 湯村温泉病院指定居宅支援事業所 アシスト
- (2) 所在地 山梨県甲府市湯村3丁目2番32号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までの年末年始は除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1. 居宅訪問
介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。
2. 課題分析
課題の把握について使用する課題分析の方式は、MDS-HC方式、日本訪問看護振興財団方式、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
3. 居宅サービス計画原案の作成
介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
4. サービス担当者会議
介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。
 - (1) 新規要介護認定を受けた場合
 - (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合
5. 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意
介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
6. 居宅サービス計画の交付
介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当に交付するものとする。

7. 実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等の連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月に1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、少なくとも月に1回、実施状況の把握の結果を記録する。

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。又居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。

要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係わる必要な情報を提供する等の連携を図る。

8. 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合には、第1項から第7項に規定する業務を行うこととする。

9. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
10. 次条の通常の事業実施地域を超えて指定居宅介護等に要した交通費は、超えた地点より1キロメートルごとに100円を徴収する。
11. 介護支援専門員、第1項から第3項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、甲府市、甲斐市（天狗沢・境・島上条・中下条・大下条・長塚・竜地・大笠・竜王新町・名取・竜王・富竹新田・篠原）とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 高齢者虐待の早期発見と対応、虐待の疑いがあった場合、地域包括支援センター・市へ通報・相談する。リスク要因がある場合は、未然防止として対応する。委員長を置き年1回研修を実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

2. 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者としての雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については、医療法人八香会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の介護支援専門員1人当たり8件を上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該事業が適正に実施できるよう配慮する。
6. 介護保険上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

附 則 この規程は、令和3年6月1日から施行する。